

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和6年6月1日現在）

1. 入院基本料について

① 2・3病棟では、精神病棟入院基本料特別入院基本料（93床）を届出しています。

2病棟は、入院患者41名の精神病棟です。1日に9人以上の職員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分から夕方17時30分まで、職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。

夕方17時から朝9時まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受持ち数は21人以内です。

3病棟は、入院患者52名の精神病棟です。1日に11人以上の職員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分から夕方17時30分まで、職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。

夕方17時から朝9時まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受持ち数は26人以内です。

②5病棟では、認知症治療病棟入院料1（48床）を届出しています。

5病棟では、1日に11人以上の職員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務しています。

尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝8時30分から夕方17時30分まで、職員1人当たりの受持ち数は6人以内です。

夕方17時から朝9時まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受持ち数は24人以内です。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、御家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

4. 当院は九州厚生局 熊本事務所に下記の届出を行っております。

- 精神病棟入院基本料特別入院基本料
- 精神科身体合併症管理加算
- 医療安全対策加算2
- 感染対策向上加算3
- 患者サポート体制充実加算
- 認知症治療病棟入院料1
- 認知症リハビリテーション料
- 入院時食事療養／生活療養（I）
- 糖尿病透析予防指導管理料
- ニコチン依存症管理料
- 薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算（I）
- CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
- 精神科作業療法
- 精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- 精神科デイ・ナイト・ケア
- 医療保護入院等診療料
- 酸素の購入単価
- 医療DX推進体制整備加算
- 外来ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料（18）

5. 入院時食事療養費（I）、入院時生活療養（I）について

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

6. 生活習慣病管理料Ⅱについて

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

7. 患者相談窓口について（患者サポート体制充実加算）

当院では、患者さん及びご家族の皆さまからの疾病に関する医学的な質問、生活上・入院上の不安、医療安全、苦情等、様々な相談に対応する患者サポート窓口を設置しております。ご相談等をご希望の方は、平成病院3病棟までお申し出下さい。